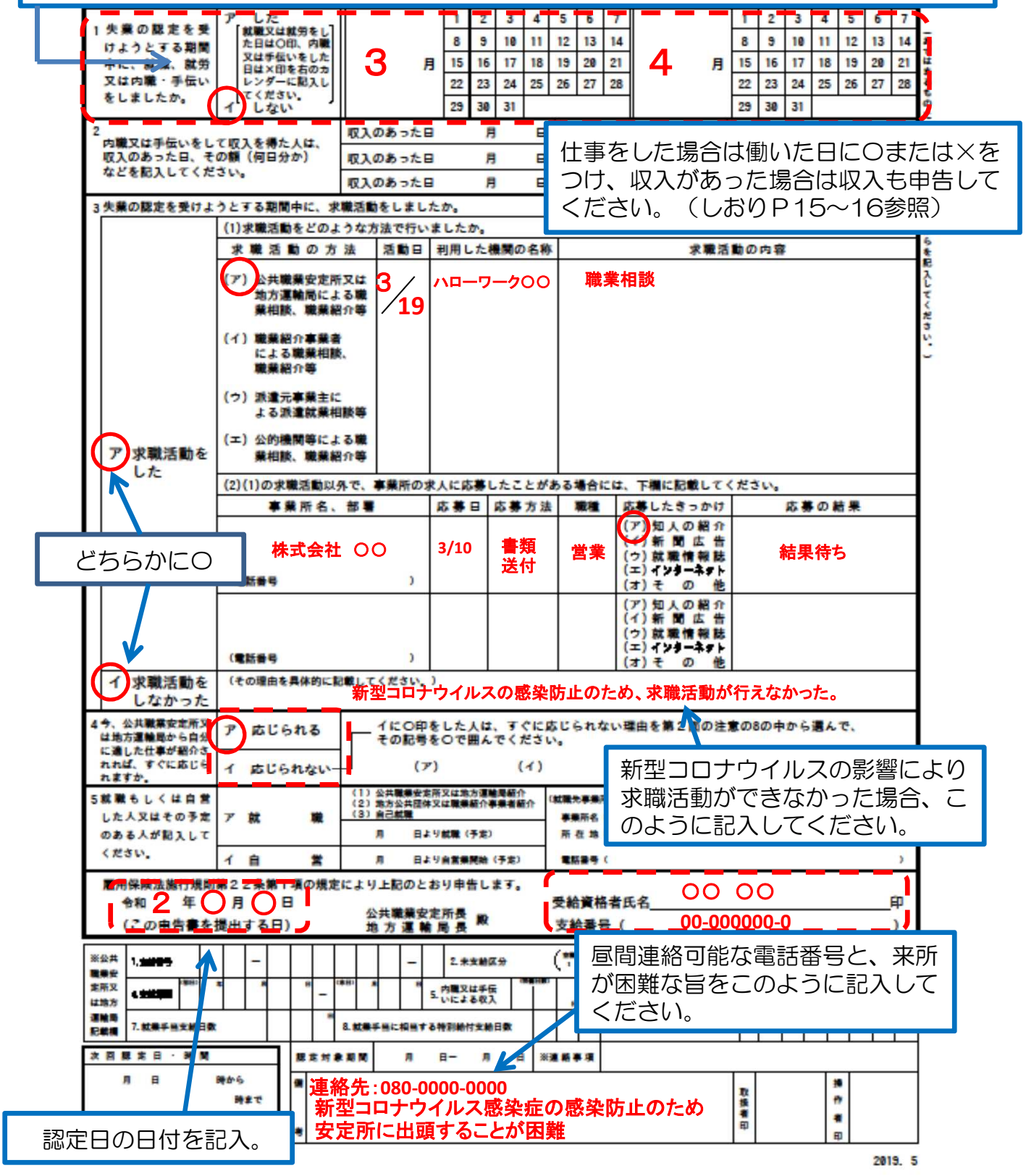
見本

前回の認定日（初回の方は受給手続きをされた日）から認定日前日までに、仕事をした場合「ア　した」に○、していない場合は「イ　しない」に○をつけてください。



郵送による失業の認定　Q&A

Q 何を郵送すればよいですか？

A 「雇用保険受給資格者証」及び「失業認定申告書」をご郵送ください。

Q いつ郵送したらよいですか？

A 当初指定の認定日以降、概ね一週間程度の間に受給しているハローワーク宛に発送してください。
郵送の際は、郵便事故防止のため、なるべく特定記録等での郵送をお願いします。

Q 失業認定申告書はどのように記入したらよいですか？

A 記入方法については、「失業認定申告書（見本）」及び「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおりP15～16」を参照の上、ご記入ください。
失業認定申告書の記載内容について、記入漏れやお尋ねしたいことがある場合は、電話等による確認をさせていただくことがありますので、失業認定申告書の備考欄に昼間連絡可能な電話番号を記載してください。

Q 新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動をしていませんが、受給できますか？

A 令和2年3月10日から令和2年5月31日までの期間が今回の認定期間に含まれている場合は、受給ができます。
「失業認定申告書（見本）」のとおり、3欄の（イ）に○をつけ、「新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動が行えなかった」と記入してください。

Q 郵送後はどのように手続きが進みますか？

A 書類到着後、失業の認定及び振込等にかかる処理を行った上で、「雇用保険受給資格者証（処理内容を印刷したもの）」と「次回の失業認定申告書（支給終了となる方を除く）」を返送いたします。
書類到着後、概ね1週間～10日程度での支給となります。

大阪労働局・ハローワーク